

令和3年5月17日

各校下・地区町会連合会会長 様

金沢市町会連合会

会長 中川 一成

金沢市市民協働推進課

課長 木谷 満貴子

石川緊急事態宣言の期間延長を踏まえての町会活動について（お願い）

日頃から、町会活動に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国の新型コロナウイルス感染症対策に係る「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、石川緊急事態宣言の期間が6月13日まで延長となりました。これを受けて、金沢市においても、市有施設の休館や市主催イベントの延期・中止等の対応については、県に準じて、6月13日まで延長することになりました。

こうした状況に鑑み、6月13日までの期間におきましては、引き続き、感染拡大防止の観点から、貴校下（地区）町会連合会の各町会の行事等は、速やかに決定すべき事項か否かの緊急性、会場の状況や参加者の構成等を踏まえ、可能な限り実施の延期等のご検討をお願いいたします。

また、屋外の活動につきましても、人と人との接触の回避等の観点から、可能な限り実施の縮小、延期等をご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、国のまん延防止等重点措置に対する判断や、県の対応状況及び本市の感染状況等を踏まえ、必要に応じてお願いの内容を見直してまいります。

○石川緊急事態宣言

期間 5月31日（月）まで ⇒ 6月13日（日）まで延長

（お問い合わせ先）

金沢市町会連合会事務局

金沢市市民協働推進課

電話：076-220-2466

電話：076-220-2026